

# 第6 麻 薬



# 1 麻薬・覚醒剤等取扱者の免許・登録事務

## (1) 麻薬・覚醒剤等取扱施設年次推移（令和4年3月31日現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
麻薬取扱施設	5,187	5,240	5,213	5,243	5,329
麻薬研究者	79	70	67	61	59
特定麻薬等原料卸小売業者	158	163	163	163	161
けし研究者	1	1	1	1	1
大麻研究者	24	20	21	19	16
覚醒剤施用機関	6	6	6	6	6
覚醒剤研究者	33	4	29	27	25
覚醒剤原料取扱者	53	54	56	55	53

## (2) 申請・届出処理件数（令和3年度）

### ① 麻薬関係

申請		処理件数 (件)
免許申請	卸売業者	2
	小売業者	328
	管理者	258
	施用者	2,637
	研究者	13
免許証再交付		16

届出		処理件数 (件)
免許証記載事項変更届		2,545
業務廃止（返納）届		1,181
麻薬廃棄届		1,180
麻薬事故届		205
調剤済麻薬廃棄届		989

### ② 向精神薬関係

申請		処理件数 (件)
卸売業者免許申請		0
試験研究施設設置者登録申請		2

届出		処理件数 (件)
免許証等記載事項変更届		2
業務廃止届		0
向精神薬事故届		2

### ③ 大麻関係

申請		処理件数 (件)
大麻研究者免許申請		20
大麻免許取消申請		6

届出		処理件数 (件)
登録事項変更届		0

### ④ 覚醒剤（原料）関係

申請		処理件数 (件)
指定申請	覚醒剤施用機関	0
	覚醒剤研究者	5
	覚醒剤原料取扱者	1
	覚醒剤原料研究者	1

届出		処理件数 (件)
指定証記載事項変更届		0
業務廃止（返納）届		6
覚醒剤（原料）廃棄届		122
覚醒剤（原料）事故届		4

## (3) 麻薬等取扱者数

(令和4年3月31日現在)

	麻薬							大 麻 研 究 者	乙 種 研 究 裁 培 者	覚醒剤				向精神薬	
	病院・診療所			研究施設		営業者				施 用 機 関	研 究 者	原 料 取 扱 者	原 料 研 究 者	向 精 神 薬 卸 売 業 者	向 精 神 薬 試 験 研 究 施 設
	施 設 数	施 用 者	管 理 者	施 設 数	研 究 者	小 売 業 者	卸 売 業 者								
筑紫	189	695	50	1	2	183	2	2	0	1	2	3	0	0	2
粕屋	128	479	59	0	0	101	1	0	0	0	0	1	0	0	0
糸島	53	104	16	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宗像遠賀	147	413	45	0	0	114	1	0	0	0	0	2	0	0	1
嘉徳鞍手	171	762	43	0	0	126	5	0	0	0	0	6	0	0	2
田川	76	226	26	0	0	56	0	0	0	0	1	0	0	0	1
北筑後	112	256	37	0	0	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南筑後	233	815	87	0	0	158	3	0	0	0	0	5	0	0	2
京築	88	210	25	0	0	87	1	0	0	0	0	2	0	0	1
北九州市	548	2,799	158	8	8	520	14	2	0	2	4	14	1	0	9
福岡市	852	5,068	269	35	42	774	11	12	0	1	15	14	1	2	25
久留米市	188	1,544	49	6	7	173	5	0	0	2	3	6	0	0	7
計	2,785	13,371	864	50	59	2,450	44	16	0	6	25	53	2	2	50

## 2 麻薬・覚醒剤・大麻等の取締り、指導状況

麻薬取扱者等の麻薬や覚醒剤に対する認識が深まり、正規流通の麻薬、覚醒剤に係る事犯は減少している。  
麻薬・覚醒剤等の安易な取扱いや管理は、不正施用等の事犯につながるおそれがあるため、今後とも厳重な指導監督が必要である。

### (1) 麻薬等取扱施設

対象の5,357施設のうち240施設について重点的に立入検査を実施したところ、麻薬の取扱い上何らかの違反がみられた施設は26施設（立入調査施設の10.8%）であった。

また、個々の違反件数は27件であった。

#### 麻薬取扱施設

(令和3年4月～令和4年3月)

事項 業種	対象 業務 所 数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違 反 内 容										措 置					
				不 正 所 持	譲 受 証 ・ 譲 渡 証	管 理 ・ 保 管	帳 簿	譲 受 ・ 譲 渡	施 用 に 関 する 記 録	麻 薬 処 方 せ ん の 交 付	廃 棄	そ の 計	送 致	行 政 処 分	始 末 書	そ の 他	計		
麻薬卸売業者	44	2												0					0
麻薬小売業者	2,450	166	14			6	4					1	1	12				14	14
麻薬 診療 施設	病院	426	37	4		1					1		1	3			1	4	5
	一般診療所	2,066	33	8		3	1				1		7	12			3	6	9
	歯科診療所	8												0					0
	飼育動物診療施設	285												0					0
麻薬研究者	62													0					0
けし研究者	1	1												0					0
大麻研究者	15	1												0					0
合計	5,357	240	26	0	0	10	5	0	0	0	2	1	9	27	0	0	4	24	28

(2) 向精神薬取扱施設

対象 12,383 施設のうち 286 施設について重点的に立入検査を実施したところ、向精神薬の取扱い上何らかの違反がみられた施設は 4 施設（立入検査施設の 1.4%）であった。

向精神薬取扱施設

(令和3年4月～令和4年3月)

事項 業種	対象 業務 所 数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違 反 内 容									措 置				
				譲 渡 し 等	向 精 神 薬 取 扱 責 任 者	管 理 ・ 保 管	廃 棄	記 録	年 間 届	そ の 他	計	送 致	行 政 処 分	始 末 書	そ の 他	計	
向精神薬卸売業者	2	2										0					0
免許みなし卸売販売業者	573	7										0					0
免許みなし薬局	2,941	184	4			1		3				4				4	4
向精神薬小売業者												0					0
病 院 等	病院	453	34									0					0
	一般診療所	4,808	59									0					0
	歯科診療所	3,094										0					0
	飼育動物診療施設	479										0					0
向精神薬試験研究施設	33										0						0
合計	12,383	286	4	0	0	1	0	3	0	0	4	0	0	0	4	4	4

(3) 覚醒剤（原料）取扱施設

対象8,770施設のうち175施設について重点的に立入検査を実施したところ、覚醒剤（原料）の取扱い上何らかの違反がみられた施設は4施設（立入検査施設の2.3%）であった。

覚醒剤（原料）取扱施設

（令和3年4月～令和4年3月）

業種		事項	対象 業務 所数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違 反 内 容				措 置				
						管 理 ・ 保 管	記 録	譲 受 証 ・ 譲 渡 証	そ の 他	計	送 致	行 政 処 分	始 末 書	そ の 他
覚 醒 剤	施用 機関	大臣の指定する施用機関	4							0				0
		知事の指定する施用機関	2							0				0
	研 究 者	26							0				0	
	計	32							0	0	0	0	0	
覚 醒 剤 原 料	原 料 輸 入 業 者	0							0				0	
	原 料 輸 出 業 者	0							0				0	
	原 料 取 扱 者	55							0				0	
	原 料 研 究 者	2							0				0	
	薬 局	2,941	134	4	3	1			4			4	4	
	病 院 ・ 診 療 所	8,355	41						0				0	
	飼 育 動 物 診 療 施 設	479							0				0	
	計	11,832	175	4	3	1	0	0	4	0	0	0	4	
合 計	11,864	175	4	3	1	0	0	4	0	0	0	4		

(4) 不正大麻・けし栽培取締状況

4月・5月・6月の3か月間「不正大麻・けし撲滅運動」を実施している。過去5年間に県内で発見（除去）した、大麻・けしは次のとおりである。また、前年に自生や栽培のあった土地等に対しては、特に注意を促している。

不正大麻・けし栽培取締状況

( ) 内は発見箇所数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
け し	26,027 株 (165)	52,948 株 (193)	105,983 株 (258)	34,284 株 (171)	14,624 株 (167)
大 麻	0	0	0	0	0

(5) 麻薬等事故状況

① 麻薬事故届出状況

令和3年度中に病院、診療所等から届け出を受けた事故は205件であった。事故の内容として、注射アンプル落下等による流出事故が182件と半数以上を占めている。

(令和3年4月～令和4年3月)

施設等 区分	事故の種類							
	盗 取	所在不明	喪 失	破 損	流 失	焼 失	そ の 他	計
病 院 等	0	5	0	0	178	0	13	196
研 究 者	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業者	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業者	0	3	0	0	2	0	2	7
そ の 他	0	0	0	0	2	0	0	2
計	0	8	0	0	182	0	15	205

※ 施設等区分欄の「病院等」は病院及び診療所、「その他」は歯科診療所及び飼育動物診療施設を指す。

※ 事故の種類欄の「その他」の具体的な内容は、無届廃棄8件、誤投与7件である。

② 向精神薬事故届出状況

令和3年度 事故届2件（薬局（所在不明1件、その他1件））

③ 覚醒剤（原料）事故届出状況

令和3年度 事故届5件（病院（喪失1件）、薬局（所在不明4件））



(6) 麻薬取扱者指導状況

① 医療関係者に対する講習会の開催（令和3年度）

対象者	回数	参加人数	講習会実施年月日
麻薬管理者	1	294	令和3年11月17日
麻薬小売業者	1	2,783	令和4年1月11日～ 令和4年2月10日 (動画配信によるオン デマンド研修)

② 新規免許取得者等の指導

麻薬施用者に対しては、県医師会が行う講習会を通じて麻薬の取扱い等に当たり注意すべき事項の伝達を行っている。また、新規の麻薬取扱施設の設置者、麻薬小売業者等に対しては、新規免許交付時に取扱いの手引きを併せて交付し、指導に供している。

### 3 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者の届出、通報、措置入院状況（令和3年12月31日現在）

区分 年	届出・通報							鑑 定 実 施	中 毒 者	措 置 入 院
	医 師	取 締 官	取 締 員	警 察 官	海 上 保 安 庁	矯 正 施 設 の 長	合 計			
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成17年以降、届出等はない。

(2) 観察指導対象者（名簿登載者）（令和3年12月31日現在）

区 分	所在判明者	所在不明者	計
対 象 者	0	0	0

(3) 麻薬中毒者相談状況（中毒者の観察・指導・解除）

平成24年5月16日をもって、観察対象者13名の観察指導解除を行った。これにより、本県の観察対象者は、全員が解除となった。

また、近年、本県においては、麻薬中毒者の届出はされていないため、平成24年3月1日以降、麻薬中毒者相談員を任命していない。

## 4 麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー等薬物乱用対策

(1) 麻薬・覚醒剤・シンナー等薬物乱用概要（福岡県警察本部より資料提供）

① 麻薬事犯の状況（検挙人員）

年	平成 29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年
検挙人員	17	13	7	20	12

② 大麻事犯の状況（検挙人員）

大麻事犯は、年々増加傾向で、昨年は過去最多の検挙数となり、特に若年層を中心とした啓発の強化が必要である。

年	平成 29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年
検挙人員	186	202	278	328	398

③ 覚醒剤事犯の状況

覚醒剤事犯は再犯者率が高く、検挙者数は依然として高い水準である。再乱用防止対策を強化する必要がある。

ア 検挙状況

年	平成 29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年
検挙人員	613	705	616	630	498

イ 少年（19歳以下）の検挙状況

年	平成 29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年
検挙人員	5	1	2	7	5

ウ 覚醒剤押収状況

年	平成 29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年
押収量 (k g)	30.9	29.0	363.5	0.8	0.8

④ シンナー等乱用少年の状況

ア シンナー等乱用少年の推移

昭和 40 年代、全国で多数の少年（19 歳以下）がシンナー・接着剤等の有機溶剤の乱用で補導され、大きな社会問題となったが、昭和 47 年の毒物及び劇物取締法の一部改正によりシンナー・接着剤の乱用が規制されたため、昭和 47 年以降の有機溶剤の乱用は急激に減少した。しかし、昭和 50 年頃から徐々に乱用者が増加し始めた。

福岡県のシンナー乱用少年の検挙補導人員は、平成 15 年の 814 人をピークに減少し、平成 26 年に平成 12 年以降続いていた全国ワースト 1 位から脱却し、平成 26 年以降の検挙者数は、ほぼゼロになっている。地域住民による自主的な街頭パトロールや警察によるパトロールの強化等の成果と考えら

れる。

年 別		平成 29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年
少年の検挙 補導状況	全国	11	7	3	3	4
	福岡県	1	1	0	2	3

#### イ 乱用製品（シンナー、接着剤、塗料、充てん料）の変遷

昭和 46 年当時は接着剤が乱用の中心で、全体の 8 割を占めていたが、昭和 47 年の法改正により、接着剤、シンナーの乱用が規制されたため、接着剤の乱用は減少した。その際、規制されなかった塗料（ニス）の乱用がその後増加したが、その後の法改正により塗料も規制されたため、ニスの乱用も減少した。

現在、主に乱用されているものは、法律により乱用が規制されているにもかかわらず、トルエンを含む液体のシンナーである。

### (2) 薬物乱用対策の推進

#### ① 薬物乱用対策のための組織

##### ア 福岡県薬物乱用対策推進本部

福岡県における薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため、取締機関及び行政機関等公的機関からなる福岡県薬物乱用対策推進本部（昭和 38 年）を設け、情報交換及び相互連絡をはじめ、薬物乱用対策に関する総合的な計画の検討を行っている。

##### イ 福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会

麻薬・覚醒剤等の乱用問題に関心の高い民間団体からなる福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会（昭和 60 年）を設置し、公的機関とは異なる角度から薬物乱用防止対策について検討を行っている。

##### ウ 薬物乱用防止指導員地区協議会

地区の啓発活動を具体的に行うため、昭和 54 年に県下に 400 名（令和 4 年 3 月 31 日現在 356 名）の薬物乱用防止指導員を設置し、現在 30 地区に薬物乱用防止指導員地区協議会を設け、地区の啓発活動に従事している。

##### エ 福岡県薬物再乱用対策推進会議

薬物依存症者の社会復帰に向けた効果的な指導・支援などの対策を進めるため、行政機関、司法機関、医療機関、回復支援施設関係者からなる福岡県薬物再乱用対策推進会議（平成 30 年）を設置し、再乱用防止に関する課題（相談支援体制の整備、受け入れ体制整備など）について協議、検討を行っている。

② 薬物乱用対策活動の状況（令和3年度）

ア 福岡県薬物乱用対策推進本部

a 福岡県薬物乱用対策推進本部会議の開催

会議名	開催日	協議事項
代表幹事会	6月2日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福岡県違法薬物乱用防止啓発業務に係る企画提案書二次審査について</li> <li>2 令和3年度福岡県薬物乱用対策推進本部年間スケジュール(案)について</li> <li>3 福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略に基づく令和2年度フォローアップについて</li> <li>4 令和3年度に各代表幹事において計画している薬物乱用防止対策について</li> </ol>
幹事会	7月15日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱の一部改正について</li> <li>2 福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略に基づく令和2年度取組結果フォローアップ(案)について</li> <li>3 福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略に基づく令和3年度取組計画(案)について</li> </ol>
本部員会	8月31日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の第五次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップについて（報告事項）</li> <li>2 福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略に基づく令和2年度取組結果フォローアップ(案)について</li> <li>3 福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略に基づく令和3年度取組計画(案)について</li> </ol>
代表幹事会	10月26日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度福岡県薬物乱用防止啓発ポスターの審査について</li> <li>2 令和3年度福岡県薬物乱用対策推進本部長感謝状表彰者について（審査）</li> <li>3 少年用大麻再乱用防止プログラムについて</li> <li>4 福岡県違法薬物乱用防止啓発業務における動画広告について</li> </ol>

b 薬物乱用防止月間

- ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 令和3年6月20日～7月19日
- ・ 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止月間 令和3年10月1日～11月30日

c 福岡県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動6・26ヤング街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、6・26ヤング街頭キャンペーンは実施しなかった。県庁1階ロビーにおいて、ポスターの掲示及びラジオ番組による「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の告知を行い、県民に広く周知した。

d 若者向け大麻乱用防止啓発動画

大麻事犯の検挙者全体のうち、約7割は10代、20代の若年層である。また、令和3年に少年の検挙者（県内）に行われた実態調査では、有害性の認識が低く、動機は「誘われて」と回答した者が最も多いことが判明している。

このため、県ではインターネット、SNS を通じた若年層向けの啓発を推進している。令和3年度は、「大麻の誘いに対する断り方」を伝えるゲーム風の啓発動画を3本制作し、令和4年1月に県薬物乱用防止啓発サイトで公開した（令和3年度末時点の3本合計の視聴回数は約11万回）。

<動画中のシーンの例>

怪しい人物に大麻を勧められる



e 薬物乱用防止啓発ポスター募集

覚醒剤・シンナー等の乱用防止を広く県民に啓発するため、広報誌等を通じて募集し、入選作品（本部長賞2名、優秀賞4名、特別賞10名、入選50名）を表彰した。

応募総数1,181点（小学校、中学校、高等学校、一般）

f 大麻乱用防止啓発ポスターの制作

大麻乱用防止の取組みとして、芸術系学部所属する大学生・短期大学生に図案制作を依頼し、県内の学校や駅構内等に掲出した。（令和3年度発行部数5,334部）



イ 薬物乱用防止指導員地区協議会

薬物乱用防止の啓発活動が地域に密着した住民本位の県民運動として盛り上がる啓発体制を確立するため、福岡県薬物乱用防止指導員356名を軸として、地域、各界、各層の協力を得て、県下30地区に地区協議会を設置し、地域住民と密着した啓発運動を推進している。

事 項	講演会	街頭キャンペーン
回 数	14	146

### ウ 保健福祉（環境）事務所事業

薬物乱用の未然防止を図るため、県下の各保健福祉（環境）事務所等に啓発窓口を開設し、各種講演会等の開催及び講師派遣、薬物乱用に関する資料の提供及び薬理作用等に係る相談を受けるなど地域社会における予防啓発活動を積極的に推進している。

事 項	講演会等	資料提供	相談受付
回 数	6	66	271

#### a 啓発資材の貸出状況

薬物乱用防止啓発資材を一般県民に貸し出し、薬物乱用の弊害等の知識の普及を図っている。

貸 出 資 材	ビデオ	パネル	模擬麻薬
貸 出 回 数	21	0	2

#### b 啓発資材の配布状況

配 布 物	ポスター	パンフレット	リーフレット	絆創膏
配 布 数	9,928	39,280	100,000	900

### ③ 危険ドラッグ対策

危険ドラッグとは、麻薬等と同様に多幸福感、快感等を高めるものとして販売されている製品であるが、乱用者自身の健康被害の発生にとどまらず、麻薬や覚醒剤等の乱用の契機となることも懸念されるものであるため、その危険性について県民に広く啓発を行っている。

また、販売店や製品の調査を行い実態把握に努めるとともに、危険ドラッグであることが疑われる製品の買上調査を実施している。当該製品が医薬品医療機器等法等に違反し、指定薬物等が検出されたり、無承認無許可医薬品に該当することが判明した場合には販売中止、回収等の必要な措置を講ずる。

#### ア 街頭啓発

例年、関係団体と連携し、北九州市、福岡市薬剤師会と共同で、若者をはじめとする県民に啓発資材の配布等啓発活動を実施し、危険ドラッグの危険性について啓発を行っている。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は街頭での啓発は中止。

### ④ 薬物再乱用対策推進事業

覚醒剤は依存性が高いことから、全国的にも再犯者率は高水準となっており、本県の再犯者率は国全体の数値よりも高く推移している。

また、再犯者（刑務所入所者や保護観察対象者）には、回復プログラムが実施されているが、執行猶予判決を受ける初犯者には、その機会がないことが課題であった。

そこで、平成30年度から薬物再乱用対策推進事業を開始し、薬務課に相談支援コーディネーターを配置している。相談支援コーディネーターが福岡地方検察庁から情報提供があった初犯者と面談を行い、精神保健福祉センターや医療機関、九州厚生局麻薬取締部などの回復プログラム等実施機関、ダルクなどの回復支援施設、自助グループの紹介や同行を行い、社会復帰を支援している。

### ⑤ 少年用大麻再乱用防止プログラム（令和3年度開始）

近年、若年層を中心に大麻の乱用が広がっている。若年期の大麻使用は依存症になるリスクを高めるため、再乱用防止の支援が重要であるが、これまで大麻を使用した少年向けの再乱用防止プログラムがないことが課題となっていた。

そこで、県では薬物依存関連分野の専門家や関係機関の協力を得て、国の研究機関の監修を経て、全国初の少年用大麻再乱用防止ワークブック「F-CAN（エフキャン）」を作成した。

また、少年非行に対応する専門機関である県警少年サポートセンターが、本ワークブックを用いて少年用大麻再乱用防止プログラムを実施し、大麻乱用少年の立ち直りを支援している。

## 5 福岡県薬物の濫用防止に関する条例

福岡県において、危険ドラッグ等の薬物の乱用による被害が深刻化している状況を踏まえ、県民の健康と安全を守るとともに、県民が平穏に、かつ安心して暮らせる健全な社会を実現することを目的として、平成26年12月25日に「福岡県薬物の濫用防止に関する条例」を公布した。

条例の施行や罰則規定等に係る周知を行い、特定危険薬物の指定に係る体制の整備などを進め、平成27年6月25日に全面施行した。

## 6 参考資料

### (1) 福岡県麻薬中毒審査会

#### ① 麻薬及び向精神薬取締法及び同施行令

##### ア 麻薬及び向精神薬取締法

###### (麻薬中毒審査会)

第58条の13 第58条の8第4項(第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行うため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で、第58条の8第3項の規定により当該都道府県知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに麻薬中毒審査会を置くものとすることができる。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。

3 麻薬中毒者審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 前各項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

##### イ 麻薬及び向精神薬取締法施行令

###### (麻薬中毒審査会)

第13条 麻薬中毒審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

4 審査会は、会長が招集する。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 法第58条の13第1項の規定により設置される審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 法第58条の13第2項の規定により設置される審査会の委員は、同項後段の規定により当該審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

② 福岡県麻薬中毒審査会運営規程

(規程の運用)

第1条 福岡県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）の運営については、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号。以下「施行令」という。）第13条に定めるところによる。

(会長の選任)

第2条 施行令第13条に規定する会長の互選は、委員の過半数が出席し、無記名投票の方法で選定する。

2 出席委員に異議がないときは、指名推薦の方法によって選定することができる。

3 会長に職務を代行する者の互選については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(審査会の招集)

第3条 会長が審査会を招集するときは、あらかじめ日時・場所及び審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りではない。

(審査会の非公開)

第4条 審査会の行う審議等は、公開しない。

(幹事)

第5条 審査会に幹事若干名を置く。

2 幹事は県職員のうちから会長が指名する。

3 幹事は会長の命を受け審査会の所掌事務について委員を補佐する。

(議決の方法等)

第6条 施行令第13条による適否の審議対象者毎に別記第1号による議決書に議決の概要を記載するとともに出席委員が署名又は捺印するものとする。

(議事録の作成)

第7条 会長は会議の概要を記録し、会長及び幹事が署名捺印しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日より適用する。

附 則（第一次改正）

この規程は平成19年3月29日から施行する。

③ 麻薬中毒審査会委員名簿

(任期：令和2年11月4日～令和4年11月3日)

区分	氏名	職業	委嘱年月日
委員	見元伊津子	精神保健指定医	令和2年11月4日
委員	後藤英一郎	精神保健指定医	令和2年11月4日
委員	岡弥生	弁護士	令和2年11月4日
委員	中牟田博章	福岡家庭裁判所判事	令和3年6月23日
委員	笠原達矢	福岡地方検察庁検事	令和3年9月15日



(2) 福岡県薬物乱用対策推進本部

① 福岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 福岡県における薬物（麻薬・覚醒剤等）乱用対策について、関係行政機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、福岡県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部の組織は次のとおりとする。

本部長 1名  
副本部長 4名  
本部員 若干名  
幹事 若干名  
代表幹事 若干名

2 本部長は知事を充てる。

3 副本部長は次の職に在る者を充てる。

副知事  
福岡県教育委員会教育長  
福岡県警察本部長  
福岡県保健医療介護部長

4 本部員は機関の長又は機関の長が適任と認めた職に在る者を充てる。

福岡地方検察庁	刑事部長検事
福岡矯正管区	第一部長
福岡刑務所長	
福岡少年院長	
福岡少年鑑別所長	
福岡保護観察所長	
福岡出入国在留管理局	監理官
門司税関	監視部長
九州厚生局麻薬取締部長	
第七管区海上保安本部	福岡海上保安部長
福岡労働局雇用環境・均等部長	
福岡県教育庁	教育振興部長
福岡県警察本部生活安全部長	
福岡県警察本部暴力団対策部長	
福岡市保健福祉局長	
北九州市保健福祉局長	
久留米市健康福祉部長	
福岡県総務部長	
福岡県人づくり・県民生活部長	
福岡県福祉労働部長	

5 幹事は次の職に在る者を充てる。

福岡地方検察庁	麻薬係検事
福岡矯正管区	更生支援企画課長
福岡刑務所	教育部首席矯正処遇官
福岡少年院	統括専門官（調査担当）
福岡少年鑑別所	地域非行防止調整官
福岡保護観察所	統括保護観察官
福岡出入国在留管理局	首席入国警備官
門司税関	密輸対策企画室長
九州厚生局麻薬取締部	主任情報官

第七管区海上保安本部福岡海上保安部	警備救難課長
福岡労働局雇用環境・均等部	企画課長
福岡県教育庁教育振興部	高校教育課長
福岡県教育庁教育振興部	義務教育課長
福岡県教育庁教育振興部	体育スポーツ健康課長
福岡県教育庁教育振興部	社会教育課長
福岡県警察本部生活安全部	少年課長
福岡県警察本部生活安全部	生活保安課長
福岡県警察本部暴力団対策部	薬物銃器対策課長
福岡市保健福祉局健康医療部	地域医療課長
北九州市保健福祉局健康医療部	地域医療課長
久留米市健康福祉部	総務医薬課長
福岡県総務部	県民情報広報課長
福岡県人づくり・県民生活部	
私学振興・青少年育成局	私学振興課長
福岡県人づくり・県民生活部	
私学振興・青少年育成局	青少年育成課長
福岡県人づくり・県民生活部	男女共同参画推進課長
福岡県福祉労働部	労働政策課長
福岡県保健医療介護部	保健医療介護総務課長
福岡県保健医療介護部	健康増進課こころの健康づくり推進室長
福岡県保健医療介護部	生活衛生課長
福岡県保健医療介護部	医療指導課長
福岡県保健医療介護部	精神保健福祉センター所長
福岡県	保健所長会長
福岡県保健医療介護部	薬務課長

6 代表幹事は次の職に在る者を充てる。

福岡保護観察所	統括保護観察官
九州厚生局麻薬取締部	主任情報官
福岡県教育庁教育振興部	高校教育課長
福岡県教育庁教育振興部	義務教育課長
福岡県教育庁教育振興部	体育スポーツ健康課長
福岡県教育庁教育振興部	社会教育課長
福岡県警察本部生活安全部	少年課長
福岡県警察本部暴力団対策部	薬物銃器対策課長
福岡県人づくり・県民生活部	
私学振興・青少年育成局	青少年育成課長
福岡県保健医療介護部	健康増進課こころの健康づくり推進室長
福岡県保健医療介護部	薬務課長

(本部)

第3条 本部を福岡県保健医療介護部薬務課に置く。

(所掌事務)

第4条 本部は次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 薬物乱用対策に関する総合的な計画の検討。
- (2) 薬物乱用対策に関する情報交換及び相互連絡。
- (3) 薬物乱用対策に関する啓発指導

(会議)

第5条 会議は本部員会及び幹事会とする。

会議は必要の都度本部長が召集する。

会議の議長は本部長とする。本部長に事故ある場合は、副本部長がその職務を代理する。

幹事会は本部員を補佐する。

代表幹事会は、幹事会に付議する事項及び幹事会より委託された事項について検討する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は保健医療介護部薬務課で処理する。

(補足)

第7条 この要綱で定めるもののほか本部の運営について必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和38年8月19日から施行する。

附 則 (第一次改正)

この要綱は昭和48年8月28日から施行する。

附 則 (第二次改正)

この要綱は昭和58年8月29日から施行する。

附 則 (第三次改正)

この要綱は昭和63年6月 8日から施行する。

附 則 (第四次改正)

この要綱は平成 6年6月17日から施行する。

附 則 (第五次改正)

この要綱は平成 7年6月14日から施行する。

附 則 (第六次改正)

この要綱は平成 8年6月14日から施行する。

附 則 (第七次改正)

この要綱は平成 9年7月 9日から施行する。

附 則 (第八次改正)

この要綱は平成10年7月17日から施行する。

附 則 (第九次改正)

この要綱は平成12年6月16日から施行する。

附 則 (第十次改正)

この要綱は平成13年6月15日から施行する。

附 則 (第十一次改正)

この要綱は平成14年6月12日から施行する。

附 則 (第十二次改正)

この要綱は平成16年7月 7日から施行する。

附 則 (第十三次改正)

この要綱は平成17年7月 6日から施行する。

附 則 (第十四次改正)

この要綱は平成18年8月11日から施行する。

附 則 (第十五次改正)

この要綱は平成19年9月 4日から施行する。

附 則 (第十六次改正)

この要綱は平成20年9月 9日から施行する。

附 則 (第十七次改正)

この要綱は平成22年9月 9日から施行する。

附 則 (第十八次改正)

この要綱は平成24年11月20日から施行する。

附 則 (第十九次改正)

この要綱は平成26年2月17日から施行する。

附 則 (第二十次改正)

この要綱は平成26年7月30日から施行する。

附 則 (第二十一次改正)

この要綱は平成28年7月26日から施行する。

附 則 (第二十二次改正)

この要綱は平成29年7月24日から施行する。

附 則（第二十三次改正）

この要綱は平成31年1月15日から施行する。

附 則（第二十四次改正）

この要綱は令和元年7月29日から施行する。

附 則（第二十五次改正）

この要綱は令和2年8月7日から施行する。

附 則（第二十六次改正）

この要綱は令和3年8月19日から施行する。

目標 1： 若年層を中心とした社会全体への啓発活動の強化・推進により、覚醒剤、大麻等違法薬物乱用の未然防止を目指す。このため、以下の取組を行う。

- ① 小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室の開催など大麻等薬物乱用防止に関する指導・教育の充実強化及び大学、専修学校等に対する啓発の推進
- ② 有職・無職少年に対する教育・啓発の強化
- ③ 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成
- ④ 関係機関等による相談体制の充実強化
- ⑤ 大麻を中心とした広報啓発活動の推進と効果の検証
- ⑥ 海外渡航者、訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

目標 2： 暴力団等薬物密売組織の壊滅、巧妙化・潜在化する薬物密売への対処及び多様化する乱用薬物に関する監視指導・取締りの強化により、覚醒剤、大麻等違法薬物の供給遮断を目指す。このため、以下の取組を行う。

- ① 暴力団等薬物密売組織の壊滅に向けた取締りの徹底
- ② 薬物乱用者等に対する取締りの徹底
- ③ インターネットによる密売等の監視・取締り
- ④ 条例に基づく未規制物質の特定危険薬物指定と、多様化する薬物の種類・使用形態に応じた分析体制の強化
- ⑤ 医療用麻薬及び向精神薬等の正規流通に対する指導監督の徹底
- ⑥ 薬物密輸入阻止に向けた関係機関による合同捜査等の推進

目標 3： 医療機関や民間団体などとの連携を強化し、薬物乱用者の治療、回復及び社会復帰へ包括的かつ継続的に支援することにより、再乱用のない社会を目指す。このため、以下の取組を行う。

- ① 薬物依存症に関する正しい理解の促進
- ② 薬物乱用者を回復、社会復帰に繋げるための医療機関、民間団体などとの連携強化
- ③ 薬物乱用者に対する教育・指導の充実による再乱用防止と社会復帰支援
- ④ 薬物依存症者に対する医療提供体制の充実と就労等の支援
- ⑤ 薬物乱用者の家族に対する相談体制・支援等の充実と周知

福岡県薬物乱用対策関係組織一覧表



### (3) 福岡県薬物乱用防止指導員

#### ① 福岡県薬物乱用防止指導員設置要項

##### 1 目的

覚醒剤、大麻等薬物乱用によって生じる健康被害を防止し、県民の健康で快適な生活環境づくりをすすめるため、積極的な啓発活動を推進する薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

##### 2 指導員

(1) 指導員は、次に掲げる者のうちから福岡県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

ア 保護司、麻薬中毒者相談員。

イ その他社会的に指導的立場にある人。

(2) 指導員の任期は、4年とし再任を妨げない。ただし補欠の指導員の任期は、前任者の残留期間とする。

(3) 指導員の定数は、400人以内とする。

##### 3 指導員の業務

各地域の特性に応じた地域住民の覚醒剤、大麻等薬物乱用防止に関する啓発活動。

##### 4 庶務

庶務は、福岡県保健医療介護部薬務課において行う。

##### 5 この要綱は、昭和54年12月15日から施行する。

附則（第一次改正）

この要綱は、平成10年8月26日から施行する。

附則（第二次改正）

この要綱は、平成11年12月21日から施行する。

附則（第三次改正）

1 この要綱は、平成20年1月30日から施行する。

2 この要綱施行の際現に指導員である者の任期は、平成22年1月30日とする。

附則（第四次改正）

この要綱は、平成20年5月9日から施行する。

附則（第五次改正）

この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

附則（第六次改正）

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

#### ② 福岡県薬物乱用防止指導員について

平成11年12月21日

##### 1 主旨

福岡県における薬物事犯は、関係機関の努力にもかかわらず依然として高水準にあり、しかも薬物乱用者が青少年、婦人等一般層へ深く浸透し、あわせて従来福岡、北九州の大都市中心であったものが、地方都市にも多くの検挙者を見るようになり、全県下に拡大しております。また、青少年のシンナー等乱用者が覚せい剤へ移行するといった薬物乱用禍は、極めて憂慮すべき状況にあります。

さらに、覚せい剤の密輸の大半が、本県の対岸にある韓国ルートであるため、今後はなお県内に覚せい剤禍が蔓延することが考えられます。検挙されない潜在的覚せい剤乱用者は、通常の検挙者の10倍から15倍かといわれていることを考えあわせるとき、覚せい剤等の薬物乱用防止活動の推進を早急に図らねばならない状況にあります。

薬物乱用の問題点は、薬物の個人の心身を腐敗されるばかりではなく、各種の凶悪な犯罪の増加に伴い、社会の福祉に計り知れない害毒を及ぼすものであることを県民が十分に理解していないことで、薬物の乱用防止は、関係行政機関の対策のみでなく、行政と民間が一体となった啓発活動を行わねばこの問題点を解決することはできません。従って、薬物の恐ろしさを県民一人一人に訴え、自覚を促すことにより薬物乱用によって生ずる健康被害を防止し、健康で快適な生活環境づくりを進めるためにも「薬物乱用防止指導員」（以下「指導員」という。）を設置し、薬物乱用防止を主体とした啓発活動を実施しております。

##### 2 指導員

指導員の設置にあっては、人格及び行動について社会的信望が厚く、日常生活において地域社会の浄

化を図り、公共の福祉に寄与されており、さらに薬物乱用問題に関心のある民間の方に委嘱するという見地から「保護司」、「麻薬中毒者相談員」から400名を福岡県薬物乱用対策推進本部長（知事）が指導員として委嘱しました。

### 3 指導員の業務

指導員の主な業務は、薬物乱用防止に関する啓発活動です。すなわち薬物乱用によって生ずる社会及び個人に対する影響を地域の特性に応じ啓発していただくことです。

啓発活動としては、まず身近な人から、次いで日常生活の中で機会を有効に利用することにより啓発の実効をあげていただけます。

従って、指導員は、地域における啓発活動の中心となる重要な役割を持つことになります。

### 4 研修会等の実施

指導員は、県が年一回実施する薬物乱用の実態、人体に及ぼす影響等啓発活動に必要な項目についての専門分野の講師による研修会に出席し、薬物乱用の現況を十分に把握していただきます。

なお、県は、指導員用のテキスト、リーフレット等を作成し、配布し、指導員からの要請があれば、薬物乱用防止に関する映画フィルム・ビデオ等の貸し出し、又は関係職員を講師として派遣します。



(4) 薬物乱用防止県民運動

① 薬物乱用防止県民運動実施要綱

昭和56年10月19日  
福岡県薬物乱用対策推進本部

1 目的

福岡県における薬物乱用防止の啓発活動を地域に密着した住民運動に盛り上げる啓発体制を確立して、薬物乱用の根絶を期することを目的とする。

2 実施主体

福岡県・福岡県薬物乱用対策推進本部

3 組織

- ① 「福岡県薬物乱用防止指導員」(以下「指導員」という。)を軸として、保護司である指導員が所属する30区毎に、関係行政機関、民間団体及び本運動に協賛できるボランティア活動体を含む地域層の代表者で組織する「薬物乱用防止指導員地区協議会」(以下「地区協議会」という。)を設置し、その地域における本運動の企画、実施に当たる。
- ② 地区協議会との連絡、調整を図り、本運動を効果的に推進するための各区の指導員の代表者による「指導員代表者会議」(以下「代表者会議」という。)を設置する。

4 実施事項

① 福岡県薬物乱用対策推進本部

- イ 薬物乱用防止に関する啓発実施事項を定める。
- ロ 「県民大会」を開催し、講演、表彰等を行う。
- ハ 一般県民から覚せい剤等乱用防止のポスター等を公募し、入選者は「県民大会」で表彰する。
- ニ 地域で開催される啓発活動のための講習会、集会等に講師を派遣する。
- ホ 地域における啓発活動用として、映画フィルム、ビデオテープ等の貸し出しをする。
- ヘ 啓発活動用のパンフレット、リーフレット、ポスターを作成する。

② 指導員

- イ 指導員は、地域あるいは団体を通じて啓発活動に努める。
- ロ 指導員は、地区協議会を主催し啓発活動を推進する。
- ハ 指導員の効果的活動を推進するため福岡県保健医療介護部薬務課に庶務を置く。

③ 指導員代表者会議

代表者会議は、次の事項を協議し、指導員の意向を代表する。

- イ 各地区における実践事項の検討、報告並びに連絡調整
- ロ ブロックごとの合同事業の企画
- ハ その他本運動の推進に必要な事項

④ 薬物乱用防止指導員地区協議会

- イ 効果的住民集会(講演会、座談会、映画会等)の開催
- ロ 主要市街地における街頭展示会、キャンペーン等の実施
- ハ 啓発資料(ポスター、リーフレット等)の配布
- ニ 社会を明るくする運動、青少年の非行防止運動等関連のある各種運動の活用
- ホ その他地域の特性に応じた啓発活動

附 則

この要綱は昭和56年10月19日から施行する。

附 則 (第一次改正)

この要綱は平成13年6月15日から施行する。

② 地区別指導員数等

(令和4年2月現在)

地区	地区名	指 導 員 内 訳				代表者名
		保 護 司	医 師	薬 劑 師	計	
福岡地区	東	10			10	藤野 重久
	博 多	14	1		15	丸山 茂
	中 央	12			12	内林 潤一
	南	15			15	小宮 文子
	城 南	8			8	小樋川 則子
	早 良	12			12	芹野 正通
	西	11			11	矢野 鉄也
	糸 島	7			7	瀬戸 利三
	筑 紫	19		1	20	藤井 卓
	朝 倉	10			10	石原 義堂
	糟 屋	14			14	岩見 俊秀
宗 像	10			10	日隈 一憲	
小 計		142	1	1	144	
北九州地区	遠 賀	9			9	永渕 静雄
	八 幡	20			20	篠崎 壽徳
	若 松	11			11	大庭 由照
	戸 畑	11			11	加治井 行正
	小倉北	22			22	新屋 陽一
	小倉南	7			7	安心院 綾子
	門 司	11			11	原田 幹雄
	京 都	5			5	村上 良静
	豊 築	8			8	榎本 義憲
小 計		104			104	

筑豊地区	田 川	19			19	上田 勝治
	直 方	5		0	5	石田 一人
	飯 塚	21			21	中山 信之
小 計		45		0	45	
筑後地区	久留米	25			25	渡邊 晃清
	うきは	3			3	江藤 芳雄
	大 川	4			4	柿添 博文
	柳 川	12			12	前原 信一郎
	大牟田	8			8	長岡 正行
	八 女	11			11	田北 一人
小 計		63			63	
合 計		354	1	1	356	

事務局	〒810-0044 福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡保護観察所内	会 長 藤野 重久 事務局長 中村 憲二	TEL 092-713-7969
-----	---------------------------------------	-------------------------	------------------

(5) 福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 覚醒剤・麻薬等による薬物乱用は県民の保健衛生上の危害とこれに関連する犯罪の続発及び環境の悪化を生じ、大きな社会問題となっている。

これらの覚醒剤・麻薬禍等の撲滅を推進するため「福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、覚醒剤・麻薬禍等を撲滅する諸施策を推進するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 啓発広報活動に関すること。
- (2) 情報交換及び相互連絡に関すること。
- (3) その他覚醒剤・麻薬禍等撲滅対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他知事が適当と認めた者

(役員)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により知事が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 知事は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき、又は委員に適しない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

(会議)

第6条 会議は、会長が召集し、主宰する。

- 2 協議会は、必要と認めるとき、他の関係機関又は関係者等から意見を聴取することができる。

(委員の費用)

第7条 委員の報償費及び旅費は毎年度予算の範囲内において支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は福岡県保健医療介護部薬務課で所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和60年6月17日から施行する。
- 2 「福岡県麻薬禍対策推進のための会」は、協議会が設置されるにともない廃止する。
- 3 この協議会が発足するまでに「福岡県麻薬禍対策推進のための会」が行った第2及び第5条の規定は、協議会要綱に基づき行った事業とみなす。

附 則

この要綱は平成26年2月25日から施行する。

## (6) 注射器の取扱指針

昭和61年8月23日  
平成5年3月22日改正

### (目的)

医療上使用される注射筒及び注射針（以下「注射器」という。）が覚せい剤乱用者等に不正に使用されることのないよう取扱基準を設定し、医療関係者の協力を得ることを目的とする。

### (取扱基準)

#### 1 注射器販売業者

- (1) 常に、注射器の在庫を把握するとともに、盗難などの防止に努めること。
- (2) 医療関係者以外の者には、注射器の販売を行わないこと。

#### 2 病院、診療所、飼育動物診療施設、衛生検査所、医療関係試験研究機関等業務上注射器を取り扱う施設（以下「医療関係機関」という。）

管理者は、注射器を適正に管理するため、次の措置を講じ、その指導、点検に努めること。

- (1) 常に、購入した注射器の在庫数量を把握するとともに、盗難などの防止に努めること。
- (2) 糖尿病患者に交付した注射器は、使用後の回収に努めること。
- (3) 使用済み注射器は、不正使用を防止するため、医療関係機関内で、破砕、溶解、焼却等により、再使用不能な形状にした後排出すること。

ただし、医療関係機関が特別管理産業廃棄物処理業者にその処理を委託する場合であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する特別管理産業廃棄物管理票により、再使用不能な形状に処理することが確認できる場合については、この限りではない。

- (4) (3)の処理をするまでの間、保管する場合は、盗難などの防止に努めること。

## (7) 福岡県薬物乱用防止啓発窓口事業実施要領

### 1 目的

覚醒剤・大麻等の薬物乱用者は、依然として減少の気配がみられず、青少年等一般市民層への拡大が憂慮されている。

薬物乱用を防止するためには、取締りの強化を図るとともに、一般市民に対して薬物乱用の弊害等について正しい知識と自覚を深めるための努力が何よりも重要である。

このことから、県下の各保健福祉（環境）事務所に薬物乱用防止啓発窓口を開設し、地域社会における予防啓発活動を一層推進して、薬物乱用の未然防止を図り、もって県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

### 2 名称

福岡県薬物乱用防止啓発窓口事業

### 3 実施機関

福岡県

### 4 実施事項

薬物乱用の防止啓発の観点から、保健福祉（環境）事務所における啓発業務を充実させ、関係行政機関及び関係団体並びに関係職員との連携を密にして、次の事業を行う。

#### ① 啓発事業

薬物乱用の弊害等に関する正しい知識の普及を図るために、地域住民に対して広報啓発を積極的に推進する。

#### ② 相談事業

薬物乱用の未然防止を図るため、啓発活動及び薬物乱用に関する相談に応じる。

### 5 窓口職員

原則として薬務担当職員が任にあたる。

### 6 報告

啓発窓口事業の実施状況については、啓発・相談窓口事業記録カード（様式1）及び啓発資材の貸出・提供状況表（様式2）により、その翌年度の4月15日までに保健医療介護部薬務課長あて報告すること。

### 附則

この要領は昭和63年4月8日から施行し昭和62年度事業から適用する。

附則（第一次改正）

この要領は令和2年4月1日から施行する。

(8) 薬物乱用防止啓発資材一覧

令和4年3月現在、薬務課又は県保健福祉（環境）事務所にて貸出している啓発資材は次のとおり。  
薬務課ホームページ内の麻薬系の情報ページの薬物乱用防止啓発活動指導者の皆様への情報提供ページでも詳しく掲載している。

① DVD

【薬物全般】

番号	作品名／企画・製作等	制作	上映	内容
Z-28	それってホント？事例で見る薬物乱用／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	R3	16分	「1回だけなら大丈夫？」「いつでもやめられる？」 「合法的な国もあるから安全？」「個人の自由？」 4 つの事例をもとに、自分はどうか、他の人の意見 はどうか、みんなで意見や感想を出し合って考えて みませんか。 ダメ。ゼッタイ。博士が、分かりやすく解説します。
Z-27	「今、薬物問題を考えよう！～私たちの 未来のために～」／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	R2	18分	普通の生活の中でなかなか実感しにくい薬物問題のリア ルな実態を元麻薬取締官から聞くことで「今まで自 分が持っていたイメージが実は違っていた、これまで 見聞きしていた理解だけでは足りなかった」ことに気 づいて、改めて自分や家族や社会にとって何が大切な ことかを考えてみる。大人への入り口年齢であり、情 報吸収力の豊かなデジタルネイティブ世代の行動変容 に繋げることを企画のテーマに設定されています。
Z-26	身近にひそむ薬物乱用／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H29.8	15分	身近にひそむ薬物乱用の危険を現役の小学校養護教諭 がやさしく子供たちに伝えています。 (手話による通訳つき) 伊丹信子(手話通訳士)
Z-25	薬物乱用から自分を守る／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H30.8	15分	違法薬物だけでなく身近な一般薬でも乱用になるこ と、脳へ与える3作用別の代表薬種の特徴とその影響、 大切な脳を破壊する構造についてなどに加え、最新調 査による大麻拡大の実態を通じて「薬物乱用から自分 を守る」を学ぶ。
Z-24	薬物乱用はダメ。ゼッタイ！ ～やさしい解説！～／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H28.8	15分	埼玉県立精神医療センター協力のもと、薬物乱用がい かに危険で恐ろしいかを医師の話を変え、身体に及ぼ す影響や薬物依存について分かり易く解説していま す。なぜ、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」なのかを 学びましょう。
Z-23	愛する自分を大切に！ 薬物乱用はダメ。ゼッタイ！／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H27.7	15分	「ダメ。ゼッタイ君」と「ダメ。くま君」の薬物乱用 防止教室 パート2 薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのかと危険ド ラッグの恐ろしさ。とくに、中身が何が入っているか 分からないことなどを解明します。
Z-22	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。 ～脳を科学する～／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H25.6	15分	「ダメ。ゼッタイ。」君、博士にプラスで「ダメくま 君」が初登場。薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」 なのか、脳への弊害を科学します。また、最近猛威を 奮っている危険ドラッグ(違法ドラッグ)についても 取り上げています。

Z-21	薬物汚染を許さない！ ～未来の日本のために～ 公益財団法人警察協会	H29	40分	大麻や覚せい剤などの「規制薬物」、危険ドラッグに代表される「指定薬物」そうした危険な薬物を乱用することで心や体はどのようなダメージを受けるのか？やめたくてもやめられなくなる「依存の悪循環」とは？薬物の専門家に話を聞く。
Z-20	「ダメ。ゼッタイ君」と「ダメ。くま君」の薬物乱用防止教室(DVD) ／(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H26.7	15分	薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか、一番大切な脳が破壊(破壊)されるからです。このことを「ダメ。ゼッタイ。君」と「ダメ。くま君」がわかりやすく説明していきます。また、最近猛威を奮っている危険ドラッグについても取り上げています。
Z-19	福岡県薬物乱用防止啓発用DVD ／福岡県保健医療介護部薬務課	H25.3	43分	解説編とドラマ編の2つのチャプターで構成しています。(1) 解説編(約18分)薬物の種類や身体に与える影響などの基本的な解説に加え、薬物に誘われたときの断り方などを分かりやすく説明しています。(2) ドラマ編(約25分)友人に誘われ、薬物に手を出してしまった少年。薬物乱用により、彼と彼の家族にどのような結果が待っているのかをドキュメンタリータッチで描いたドラマです。
Z-18	「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用は人をダメにする！(DVD) ／(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H24.8	15分	最近若者の間に猛威を奮っている「違法ドラッグ(脱法ドラッグ)」についても取り上げています。薬物乱用はなぜ、「ダメ。ゼッタイ。」について、わかりやすく理解できます。
Z-17	「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用は脳を破壊する！(DVD) ／(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H23.6	15分	薬物乱用をすると私たちの最も大切な脳が破壊されます。破壊された脳はどんな治療をしても、決して元には戻りません。それに、一旦、乱用を始めると、自分の意思では止められない依存症になります。キャンペーンキャラクターの近野成美さんがみなさんと一緒に学びます。
Z-16	薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」か？(DVD) ／(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H22.6	15分	キャンペーンキャラクターの近野成美さんが案内役で、薬物乱用問題についての正しい知識を解説したものです。
Z-15	みんなで学ぼう！薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」(改訂版)(DVD) ／(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H21.3	15分	薬物乱用は脳をダメにすると同時に、未成年の喫煙、飲酒がなぜダメなのかを解説しています。同時に、薬物乱用の恐ろしさ、一度やったら止められなくなるという依存症についても、大切な脳を守るために、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」を学びます。
Z-14	知っておこう！薬物乱用はダメ。ゼッタイ。(DVD) ／(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H19	20分	中学生から高校生等若者向き。一般の方対象でも使用できる。薬物の種類、有毒性、依存性の説明。なぜ薬物乱用がいけないのか。誘われ方と注意する事項についてコンパクトによく説明されている。

### 【危険ドラッグ】

番号	作品名／企画・製作等	制作	上映	内容
D-1	危険ドラッグは“毒”だ！(DVD) ／(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H26.9	15分	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター和田清前部長監修のもと、危険ドラッグの解説をしています。

## 【大麻】

番号	作品名／企画・製作等	制作	上映	内容
T-4	大麻警報発令中！～アイメッセージで断ろう～ (DVD) ／(財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター	R1.9	16分	乱用が拡大している大麻についてその危険性・有害性を分かり易く伝えながら、それでもなぜ使用してしまうのか、どう断ればいいのか、その対応と対策について具体的に提示します。全編最新の大麻特集ですが、その他乱用される薬物についても共通する大切な身の守り方を学ぶことができます。
T-3	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。大麻 (マリファナ) 編 (DVD) ／(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H21.6	17分	薬物乱用の心身への悪影響、特に人にとって最も大切な脳への影響、また、マウスを使った動物実験で大麻の弊害を解説しています。

## 【再乱用防止対策】

番号	作品名／企画・製作等	制作	上映	内容
R-2	薬物の乱用・依存・中毒の違いを理解する (DVD)	H21.3	57分	薬物相談担当者向け。薬物の乱用・依存・中毒の違いを分かりやすく解説。国立精神・神経センター精神保健研究所の協力により福岡県薬務課作成。
R-1	薬物依存症者からの回復のメッセージ (DVD)	H21.3	39分	薬物相談担当者向け。当事者としての体験に基づく、薬物依存症に関する知識や薬物の恐ろしさについての講話。九州ダルクの協力により福岡県薬務課作成。

## ② CD-ROM

番号	作品名／企画・製作等	発行	内容
C-3	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。スタディシヨップ4 (指導者用) ／(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H18.3	下記C-2のパート2です。
C-2	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。スタディシヨップ2 (指導者用) ／(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H16.3	効果的な講演を行うための準備、講演の組み立て方、説明力のある講演のポイント、話し方等とともに、講演サンプル集が収録されています。
C-1	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。スタディシヨップ (指導者用) ／(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H15.3	学校等での薬物乱用防止講習会の講師 (外部講師又は教諭) のための教材です。乱用薬物の種類、有害性、データベース等とともに、実際の講習で使用できるツールも収録されています。

## ③ パネル

番号	内容
P-4	薬物乱用防止啓発用パネル (B2、10枚セット、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター作成)
P-3	薬物乱用防止啓発用パネル (B1、5枚セット、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター作成)
P-1	薬物ってな～に? (B3、9枚セット、日本学校保健会作成)

## ④ 模擬麻薬

番号	内容
O-5	模擬麻薬 (ドラッグイミテーションキット)